第 25 号 議 案

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大 石 賢 吾

改正前

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例

長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

| 9.20 | S |
|--------------------------------------|---|
| (インターネット利用環境の整備) | (インターネット利用環境の整備) |
| 第4条の2 略 | 第4条の2 略 |
| 2 特定電気通信役務提供者 (特定電気通信による情報の流通によって発生 | 2 特定電気通信役務提供者 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制 |
| する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)に規定する | 限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3 |
| 特定電気通信役務提供者をいう。)及びインターネットを利用することがで | <u>号</u> に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)及びインターネットを利 |
| きる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該通信端末機器を | 用することができる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該 |
| 少年が使用する場合は、当該役務の提供又は当該通信端末機器の販売若し | 通信端末機器を少年が使用する場合は、当該役務の提供又は当該通信端末 |
| くは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴し | 機器の販売若しくは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧 |
| ないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の | し、又は視聴しないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェア |
| 必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなければならない。 | の活用その他の必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなけれ |
| | ばならない。 |
| 3 略 | 3 略 |
| | |

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

インターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第 79号。以下この条において「法」という。) 第15条ただし書の規定により フィルタリングサービス(法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィ ルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするとき は、当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで 当該少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理 由その他規則で定める事項を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録 をいう。以下同じ。)を含む。)を携帯電話インターネット接続役務提供事 業者(法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事 業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネッ ト接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として 行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。) は、前項各号に規定する契約(当該契約の内容を変更する契約及び当該契 約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限 る。) の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、 少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定め る事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書(電磁的記録を含 む。)を提供しなければならない。

3~8 略

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第4条の3 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心して「第4条の3 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心して インターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第 79号。以下この条において「法」という。) 第15条ただし書の規定により フィルタリングサービス(法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィ ルタリングサービスをいう。以下同じ。) を利用しない旨の申出をするとき は、当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで 当該少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理 由その他規則で定める事項を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録 をいう。)を含む。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(同条 第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以 下同じ。) に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネッ ト接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として 行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。) は、前項各号に規定する契約(当該契約の内容を変更する契約及び当該契 約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限 る。) の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、少 年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める 事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければな らない。

3~8 略

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の公布等に伴い、所要の 改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。